席上配布資料⑥ 平成26年度第3回子ども子育て審議会

家庭的保育事業等の設備に関する基準

平成26年度第2回幼保基準部会「席上配布資料4」関連

		現行	現行 新制度		現行	新制度	新制度	新制度	
		小規模保育事業 (都基準:スマート保育事業)	小規模保育事業A型	小規模保育事業B型	小規模保育事業C型	家庭的保育事業	家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業所
設(置 者	民間事業者	設置主体の制限なし		個 人	個人	民間事業者等	民間事業者等	
対 象 児 童		○~2歳	○~2歳			0 歳~2 歳	0歳~2歳		0.1歲児 2歲児以上
申込方法・入園決定		利用者が直接施設に申込み	利用者が市へ申込み、市が利用調整を行う			利用者が直接施設に申込み	利用者が市へ申込み、市が利用調整を行う	利用者が市へ申込み、市が利用調整 を行う	利用者が市へ申込み、市が利用調整 を行う
規模		19人以下	6人以上19人以下		6人から10人以下	5 人以内	5人以内	1人	19人以下(保育所型事業所内保育 事業) 20人以上(小規模型事業内保育事 業)
施設基準	園舎	原則1階	規定なし			原則1階設置	規定なし	規定なし	規定なし
	運動場屋外遊技場	規定なし	は、屋外遊戯場を設けること。 (当該事業所の付近に屋外遊技場に	2歳児以上の幼児が利用する場合は、屋外遊戯場を設けること。 (当該事業所の付近に屋外遊技場に代わるべき場所を含む) 2歳児以上 3.3㎡/人	2歳児以上の幼児が利用する場合は、屋外遊戯場を設けること。 (当該事業所の付近に屋外遊技場に代わるべき場所を含む) 2歳児以上 3.3㎡/人	屋外遊戯室(同一敷地内に遊戯等 に適当な広さの庭(付近代替地)	屋外遊戯室(同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭(付近代替地) 満2歳児 3.3㎡/人	規定なし	2歳児以上の幼児が利用する場合は、屋外遊戯場を設けること。 (当該事業所の付近に屋外遊技場に 代わるべき場所を含む) 2歳児以上 3.3㎡/人
	保育室遊戲室	0歳児室(乳児室・ほふく室) 3.3㎡/人 1歳児室 3.3㎡/人 2歳以上児室又は遊戯室 3.3㎡/人	3. 3㎡/人 1 歳児室 3. 3㎡/人	3. 3㎡/人	3. 3㎡/人 1 歳児室 3. 3㎡/人	ただし、3人を超えて保育する	保育を行う専用居室 9.9㎡/人 ただし、3人を超えて保育する 場合は 3.3㎡/人	規定なし	定員19人以下 0・1歳児室(乳児室) 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 2歳児以上 1.98㎡/人 定員20人以上 0・1歳児室(乳児室) 3.3㎡/人 2歳児以上 1.98㎡/人
職員配置基準		0歳児 3:1 1、2歳児 6:1 上記定数に1名加算 ただし、正規職員(保育士)は 6割以上。	0歳児 3:1 1、2歳児 6:1 上記定数に1名加算 ただし、正規職員(保育士)は 10割以上。	0歳児 3:1 1、2歳児 6:1 上記定数に1名加算 ただし、正規職員(保育士)は 5割以上。	0~2歳児 3:1 (補助者を置くなら5:2)	0~2歳児 3:1 (補助者を置くなら 5:2)	0~2歳児 3:1 (補助者を置くなら 5:2)	0~2歳児 1:1	0歳児 3:1 1、2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1